

議会運営委員会次第

日 時 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）

午前 1 0 時開議

場 所 第 3 ・ 4 委員会室

1 開会

2 議題

（ 1 ） 令和 8 年第 2 回定例会の運営について

ア 追加議案について

イ 議事日程について

ウ 議案第 3 7 号に対する修正案の取り扱いについて

エ 請願・陳情の採決方法について

オ 意見書等の取り扱いについて

カ 本日の本会議開会前の日程について

（ 2 ） その他

ア 令和 8 年第 3 回定例会の会期日程について

イ その他

3 閉会

令和8年流山市議会第2回定例会日程表（第6号）

令和8年6月24日
午後1時開議

- 第1 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度流山市一般会計補正予算（第1号））
- 議案第31号 令和8年度流山市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第34号 流山市議会議員及び流山市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について
- 議案第35号 財産の取得について（高規格救急自動車購入）
- 議案第36号 令和8年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 令和8年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の廃止について
- 議案第43号 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 陳情第7号 優秀な流山市役所全職員へのさらなる「専門性」を希求する陳情書
- 陳情第8号 防災行政無線をデジタル化することの陳情書

陳情第 9 号 自転車ヘルメット購入補助制度の導入についての陳情書

陳情第 10 号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書

(委員長報告・質疑・討論・採決)

第 2 議案第 37 号 流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

第 3 請願第 1 号の継続審査の許可について

(質疑・討論・採決)

第 4 議案第 44 号 人権擁護委員の推薦について

議案第 45 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 46 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 47 号 農業委員会委員の任命について

議案第 48 号 農業委員会委員の任命について

議案第 49 号 農業委員会委員の任命について

議案第 50 号 農業委員会委員の任命について

議案第 51 号 農業委員会委員の任命について

議案第 52 号 農業委員会委員の任命について

議案第 53 号 農業委員会委員の任命について

議案第 54 号 農業委員会委員の任命について

議案第 55 号 農業委員会委員の任命について

議案第 56 号 農業委員会委員の任命について

議案第 57 号 農業委員会委員の任命について

議案第 58 号 農業委員会委員の任命について

(議案上程・提案理由説明・採決)

- 第5 発議第8号 イランへの軍事攻撃の中止と国連憲章の遵守を強く求める決議について
- 発議第9号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書について
- 発議第10号 医療・福祉等職員に対する有料職業紹介事業者の手数料適正化に関する意見書について
- (議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決)

第6 所管事務の継続調査について

令和 8 年流山市議会第 2 回定例会

委員会審査報告書
及び継続審査の申し出書

流 山 市 議 会

令和 8 年 6 月 1 8 日

流山市議会議長 石原 修治 様

総務委員長 渡辺 仁二

総 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 8 年流山市議会第 2 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 3 0 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 8 年度流山市一般会計補正予算 (第 1 号))	承 認	全会一致
議案第 3 1 号	令和 8 年度流山市一般会計補正予算 (第 2 号)	可 決	5 対 1
議案第 3 2 号	専決処分の承認を求めることについて (流山市税条例の一部を改正する条例)	承 認	全会一致
議案第 3 3 号	専決処分の承認を求めることについて (流山市都市計画税条例の一部を改正す る条例)	承 認	全会一致
議案第 3 4 号	流山市議会議員及び流山市長の選挙にお ける電磁的記録式投票機を用いて行う投 票に関する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第 3 5 号	財産の取得について (高規格救急自動車 購入)	可 決	全会一致
陳情第 7 号	優秀な流山市役所全職員へのさらなる 「専門性」を希求する陳情書	不 採 択	0 対 6

令和 8 年 6 月 1 7 日

流山市議会議長 石原 修治 様

教育福祉委員長 海老原 功一

教 育 福 祉 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 8 年流山市議会第 2 回定例会において、本委員会に付託された事件は、
審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 1 1 0 条の規定により報告
します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議 案 第 3 6 号	令和 8 年度流山市介護保険特別会計補正 予算（第 1 号）	可 決	全 会 一 致
議 案 第 3 7 号	流山市幼児教育支援センター及び附属幼 稚園の設置等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	否 決	2 対 3

令和 8 年 6 月 1 5 日

流山市議会議長 石原 修治 様

市民経済委員長 おだぎり たかし

市 民 経 済 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 8 年流山市議会第 2 回定例会において、本委員会に付託された事件は、
審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 1 1 0 条の規定により報告
します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 3 8 号	流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全 会 一 致
議案第 4 3 号	流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全 会 一 致
陳 情 第 8 号	防災行政無線をデジタル化することの陳情書	不 採 択	0 対 6
陳 情 第 1 0 号	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書	不 採 択	0 対 6

令和 8 年 6 月 1 5 日

流山市議会議長 石原 修治 様

市民経済委員長 おだぎり たかし

閉会中の継続審査について（申し出）

令和 8 年流山市議会第 2 回定例会において、本委員会に付託された下記の事件を審査したところ、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 1 1 1 条の規定により申し出ます。

記

1 事件

（１）請願第 1 号 地域経済を支える小規模事業者等へのインボイス制度の影響把握を求める請願書

理 由 本件について、さらに研究・検討を要するため、閉会中の継続審査とする。

令和 8 年 6 月 1 6 日

流山市議会議長 石原 修治 様

都市建設委員長 西尾 段

都 市 建 設 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 8 年流山市議会第 2 回定例会において、本委員会に付託された事件は、
審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 1 1 0 条の規定により報告
します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 3 9 号	令和 8 年度流山市水道事業会計補正予算（第 1 号）	可 決	全会一致
議案第 4 0 号	流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第 4 1 号	市道路線の認定について	可 決	全会一致
議案第 4 2 号	市道路線の廃止について	可 決	全会一致
陳情第 9 号	自転車ヘルメット購入補助制度の導入についての陳情書	採 択	全会一致

令和 8 年流山市議会第 2 回定例会

委 員 長 報 告 書

流 山 市 議 会

総務委員会委員長報告書

令和 8 年 6 月 2 4 日

総務委員会に付託されました議案 6 件、陳情 1 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第 7 号「優秀な流山市役所全職員へのさらなる「専門性」を希求する陳情書」について報告します。

本件は、市に対して、ISO 取得に向けた検討を求めるものです。

初めに、当局より、

本陳情は、ISO 規格の取得による職員の専門性の向上と、業務品質の確保、管理体制の構築を通じて市民サービスの向上を図ることを求める趣旨であると認識しております。

本市も、複雑化・多様化する行政課題へ対応するため、職員の専門性向上は重要であると認識しており、これまでも、職場研修や人事評価制度等を通じた人材育成、さらにはDX推進による業務プロセスの最適化を通じ、組織力の向上と行政サービスの効率化に注力してまいりました。

御提案のありましたISO規格につきましても、そのマネジメント手法や継続的改善の理念は、行政経営においても有用な考え方であると認識していますが、一方で、当該認証の取得及び維持には、認証基準に対応するための文書管理、内部監査、記録作成等に係る継続的な事務負担、及び体制構築に係る委託料や審査手数料等の費用負担が生じるため、費用対効果及び職員負担の面で課題があるものと認識しております。

本市では、地方自治法等の法令に基づき、監査制度や議会によるチェック機能のもとで行政運営を行っていることに加え、特定の規格認証の枠組みを採るのではなく、総務省ガイドラインへの準拠や本市の状況に即した改善策を組み合わせ、より柔軟かつ機動的な業務改善を図っております。

限られた人材や時間などの経営資源を、規格認証の維持という特定の管理プロセスに投じるよりも、市民ニーズに直結する政策形成や、直接的な住民サービス向上に振り向けることこそが、現在の本市における行政経営において、最も効果的であると考えております。

本市としては、現時点においてISO認証を取得する考えはありませんが、今後も職員の専門性向上及び市民サービス向上に向け、人材育成、業務改善及び適正な行政運営に引き続き取り組んでまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

本陳情が目指す、職員の専門性向上や業務品質の向上、情報セキュリティの強化などの方向性そのものについては、重要であり、異論はないが、本市では既に職員研修や人材育成、情報セキュリティ対策など、組織的な取組が継続的に行われている。

また、本陳情はISO規格の有効性について説明されているものの、市に対して具体的に何を求めるのか、どのような手法や目標を設定すべきかが明確ではなく、行政上の効果や必要なコスト、職員負担等についても十分に示されているとは言えない。

ISO認証取得には各種書類の作成や文書記録など膨大な労力、知識、コストがかかり、取得して終わりではなく毎年の維持審査と3年に1度の更新審査が必要となる。通常業務の中でもISO規格に係わる業務が発生し続けるため担当者にも大きな負担がかかる。

議会としては、個別具体的な施策や必要性、費用対効果等を総合的に勘案した上で判断すべきであり、本陳情の趣旨には一定の理解を示しつつも、採択することは適当ではないと考える。

2 不採択の立場で討論する。

まず、陳情者が流山市行政のさらなる発展と住民サービスの向上を求めていることに対し敬意を表するが、職員の専門性については、ISOを取得しているかどうかではなく、より具体的に考える必要があると考える。

福祉分野であれば福祉制度や相談支援に関する専門知識、子育て支援であれば保育や児童福祉に関する知見、防災分野であれば災害対応能力、情報分野であれば高度なサイバーセキュリティや情報システムに関する知識が必要である。

こうした専門性は、現場での経験の蓄積、専門研修、資格取得支援、専門職の確保などによって培われる一方で、ISOは品質管理や環境管理、情報管理に関する組織運営の仕組みを整備するための国際規格、組織マネジメントの手法の一つであり、本来、行政改革においては、まず現実になどのような課題が存在するのかを明らかにし、その課題を解決するために最も有効な手段を検討すべきである。

しかし本陳情では、流山市行政において具体的にどのような問題があり、それがISO取得によってどのように改善されるのかが示されていない。さらに、全国の自治体ではかつてISO認証取得が広がったが、その

後、認証維持に伴う事務負担や費用負担が課題となり、多くの自治体が独自の業務改善手法へ移行してきた経緯がある。

現在、自治体に求められているのは、認証取得そのものではなく、限られた人的・財政的資源を住民サービスの向上にいかにより有効に活用するかである。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第30号「専決処分の承認を求めることについて（令和8年度流山市一般会計補正予算（第1号））」について報告します。

本案は、令和9年3月に予定している仮想基盤の更新に係る費用において、特に緊急を要したため、令和8年4月27日付けで令和8年度流山市一般会計補正予算（第1号）について専決処分したので、その承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ899万6千円を追加し、補正後の予算総額を897億99万6千円とするほか、債務負担行為の変更を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、市民サービスを支える情報システム基盤の更新に関するものであり、現行システムの保守期限や世界的な半導体不足による納期遅延、さらには急激な価格高騰への対応として、緊急的な判断を迫られたことについては一定の理解をするものである。

一方で、本件は債務負担行為の限度額が約6億円から約11億3千万円へと、実に約5億3千万円もの大幅な増額を伴う重要案件であり、これほど大規模な財政負担について、議会への事前説明や情報共有がないまま専決処分に至ったことは、議会と執行部との信頼関係や二代表制の趣旨から見ても極めて重く受け止める必要がある。時間的制約や調達環境の悪化により専決処分が必要であったとの説明だが、今後同様の案件が発生した場合には、法的な手続きの可否だけでなく、議会に対する迅速な情報提供や事前協議の機会を確保するなど、より丁寧な対応を強く求める。

市民サービスの継続性を確保するという目的そのものは極めて重要であり、現時点で更新を遅らせることによる影響も大きいことから、やむを得ないものとするが、今回の反省を踏まえ、ICT調達におけるリスク管理の強化と、議会との情報共有体制の改善を図ることを強く要望する。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

行政における日常業務を動かすためには不可欠な事業と捉えているが、

2 点要望する。

1 点目は、当初の想定を大幅に上回る財政負担を伴う結果となったことは、本来であれば議会に対して早い段階で情報提供し、十分な説明を行うべきものであったと考える。デジタル化や情報セキュリティ対策そのものを否定するものではないが、専決処分を既成事実化するのではなく、今後は事前の情報提供と丁寧な説明を徹底するよう求める。

2 点目は、今回の補正増は、半導体価格高騰や市場環境の変化を理由としているが、約 5 億円を超える増額であり、市民からみれば様々な要望が実現できる、行政サービスが大きく損なわれかねない額である。その要因や費用の妥当性、他自治体との比較、競争性の確保について市民の理解が不可欠であるため、機会あるごとに広報等を行うよう求める。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第 31 号「令和 8 年度流山市一般会計補正予算（第 2 号）」について報告します。

本案は、国の重点支援地方交付金を活用した水道基本料金無料化などの物価高騰支援事業のほか、市民の森用地購入、生活保護費の追加給付に要する経費などを追加するものです。

また、これに関連する歳入の追加等、所要の補正を行うほか、債務負担行為の追加を行い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 7 億 1,957 万 9 千円を追加し、総額を 904 億 2,057 万 5 千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

本補正予算は、単なる追加経費の計上ではなく、国の制度改革や市内の社会状況の変化に迅速に対応し、市民生活の安全・安心を確保するために不可欠な財政措置である。特に今回は、将来のまちづくりに直結する重要施策が多く、補正予算としての妥当性と緊急性が十分に認められる。

まず、「こども計画推進事業」では、こどもの権利条例の計画策定を進めるため、こども・若者の声を計画に反映するためには、将来のこども施策の質を左右する重要な投資である。

次に、「妊活健診支援事業」では、妊娠を希望する方々の健康状態を早期に把握し、不妊要因の発見につなげるための助成を行うものである。出生数の減少が続く中、妊娠前からの支援は喫緊の課題であり、市としての積極的な支援姿勢を示す政策的意義が大きい。

また、「予防接種事業」における予診票電子化のためのシステム改修は、国費対応で市の財政負担なく事務効率化と接種履歴管理の高度化を実現するものであり、国の制度変更に合わせて速やかに対応することは、行政の信頼性確保の観点からも不可欠である。

さらに、児童数増加に対応した学校給食環境整備など、現場の実情に即した施策が適切に盛り込まれている。

加えて、物価高騰対策として水道基本料金の無料化を延長するなど、市民生活への直接的な支援も継続されており、生活防衛の観点からも高く評価できる。

速やかな執行により、市民福祉の向上と持続可能なまちづくりが一層前進することを期待する。

2 反対の立場で討論する。

今回の補正予算は、物価高騰対策として、水道基本料金無料化や福祉有償運送事業者燃料価格高騰対策支援金をはじめ、新たに妊活健診支援事業が令和8年10月から千葉県において費用助成が始まる。さらに生活保護の追加給付が始まることは大変評価をしている。

しかし、統一地方選挙電子投票実施支援業務委託事業に8,843万2千円もの債務負担行為が設定されていることは見過ごせない。十分な市民への周知もないままに、様々なトラブルも見込みながら、県内トップで導入するには拙速な事業ではないかと捉えており、導入コストと効果を慎重に検証すべきである。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）」及び議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）」の以上2件は関連がありますことから、一括して審査しました。

一括審査した議案2件については、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されることに伴い、令和8年度以後の市民税、固定資産税等の賦課等について特に緊急を要したため、同年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第32号及び議案第33号の以上2件は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり承認

すべきものと決定しました。

次に、議案第34号「流山市議会議員及び流山市長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について」について報告します。

本案は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、流山市議会議員及び流山市長の選挙において電磁的記録式投票機を用いた方法による投票を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘、1点要望し、賛成の立場で討論する。

電子投票は、疑問票や按分票の解消、自書が困難な方への投票支援、開票時間の短縮など、多くの利点が期待され、本市が先進的な取組に挑戦する姿勢は評価する。資料でも、技術的な信頼性や安全性が向上し、先行自治体で問題なく実施されていることが示された。

一方で、今回の進め方については指摘をする。本案は、議決を経て初めて成立する案件だが、市長による記者発表やその後の一部報道では、あたかも電子投票の導入が既に決定したかのように受け取られる内容が見受けられた。実際に市民からも電子投票導入決定済みとの誤解も受け、議会軽視と受け止められかねない状況を招いたことは看過できない。

執行部には、市政情報を積極的に発信する責任があるが、それと同時に、議会で審議中の案件については、議決前であり最終決定ではないことを市民や報道機関に対して明確に伝える配慮も求められる。今後は、二元代表制の趣旨を十分に踏まえ、議会との信頼関係を損なうことのない情報発信の在り方を強く要望する。

その上で、本案の目的や内容については、市民の利便性向上や選挙制度の改善につながる意義ある取組であり、将来を見据えた挑戦として評価できる。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

まず、タブレット型投票機の導入そのものについては、開票作業の迅速化や正確性の向上、無効票の減少など、一定の効果が期待でき、新しい技術を選挙制度の改善に活用していくこと自体は否定されるべきものでないが、極めて重要な前提条件を求めている。

それは、選挙制度において最優先されるべきは、効率化、省力化でもなく、有権者の選挙権を実質的に保障することだという認識を共有できるかである。選挙権は、法律上与えられているだけで十分ではなく、実際に有

権者一人ひとりが不安なく投票所に足を運び、自らの意思を投票という形で表明できてこそ、その権利は保障されたのだと言える。

現在、社会のさまざまな場面でデジタル化が進展している一方で、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのセルフレジに戸惑いを感じる高齢者や、スマートフォンやタブレット端末の操作に不安を抱く市民も少なくない。そうした現実を踏まえ、導入にあたってはデジタル機器に不慣れな方々、あるいは操作が困難な方々が投票行動をためらうことのないよう、最大限の配慮が求められる。

もし仮に、「操作に自信がない」「間違えそうで不安だ」といった理由から投票所へ行くことを諦める有権者が生じるならば、それは民主主義にとって看過できない問題であり、再使用については見直しが必要である。選挙制度は、デジタル機器に慣れた人だけを前提に設計されるべきではない。高齢者、障害のある方、機器操作に不安を抱える方など、多様な市民の参政権を等しく保障するものでなければならない。

そのため、単なる広報や周知にとどまらず、模擬投票の実施、体験会の開催、地域に出向いた説明会など、実際に市民が機器に触れながら理解を深めることのできる取組を、懇切丁寧に進めていただきたい。そのことが保証されるということ、また仮に有意な数値での投票率の低下などが見られた場合には、その原因も含めて再検証が行われる保証などを前提条件として求める。

3 1点指摘し、反対の立場で討論する。

電子投票によるメリットは一定あることは否定するものではないが、単なる事務の効率化ではなく、民主主義の根幹である選挙制度に関わる重大な変更のため、導入に至る計画性、特に市民の理解を省いた経過から、拙速な条例改正には賛成できる材料がそろっているとはいえない。

また、電子投票を導入している先進自治体も、システム障害やセキュリティ対策、投票結果の検証可能性、市民の理解と信頼の確保など、多くの課題があることから、県内トップではなく県や近隣自治体と足並みをそろえて導入していけば良いと捉えている。市職員の働き方改革や開票作業の短縮という効率化を優先するあまり、選挙の公正性や透明性に対する市民の信頼が損なわれてはならない。働き方改革であれば、人口比で最も少ない職員数である人員配置の改革こそ待ったなしだと指摘する。

特に今求められているのは、約8,800万円で電子投票の導入を進めることなく、県内で本市だけが未実施となっている小学校給食の完全無償化、約7,300万円を予算化すること等、市民生活への支援を優先

することではないかと提起し、電子投票の必要性や課題について丁寧な議論を重ねることである。国からの支援体制等が整っていない中の導入は、多額の予算が掛かり、暮らしが苦しい中での住民の要求に応えるものではない。電子投票は導入コストが多額で、自書式投票よりコスト高である。

また、電子機器の技術進歩は急速であり、今の段階で不十分な制度を拙速に成立させる必要はない。選挙は、「秘密投票主義」「一人一票主義」などの基本原則が揺らいではならない。民主主義の根幹である選挙の公正・公平が確保されていなければ、その正当性が失われることになる。

電子投票制度には、開票の迅速化、疑問票の解消、自書が困難な有権者の投票が容易になるなどのメリットがあることも事実であるが、現時点では先に指摘したデメリットの方が大きいと言わざるをえず、時期尚早である。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第35号「財産の取得について（高規格救急自動車購入）」について報告します。

本案は、救急業務を的確に実施するため、更新基準に基づき、高規格救急自動車2台を購入するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

教育福祉委員会委員長報告書

令和 8 年 6 月 2 4 日

教育福祉委員会に付託されました議案 2 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第 3 6 号「令和 8 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について報告します。

本案は訪問看護事業所等で休日・夜間にオンコール対応を行う看護師に対し、助成金を交付するための予算を追加するもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 9 0 7 万 2 千円を追加し、総額を 1 5 9 億 8 , 5 0 3 万円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1 点要望し、賛成の立場で討論する。

本補正予算に計上されている「訪問看護職員 2 4 時間対応体制整備補助金」は、医療的ケア見者をはじめ、在宅で重度の医療的支援を必要とする方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために不可欠な施策である。

現在、夜間や休日のオンコール対応に伴う職員の負担軽減及びそれに伴う人材確保は、現場の切実な課題となっている。今回の補正予算によって、処遇改善や体制強化に対する具体的な補助が実施されることは、持続可能な地域医療・ケア体制を維持する上で大変有意義な投資であると考えている。

行政においては、本事業が単なる一時的な財政支援に留まることなく、市内における 2 4 時間対応体制の「質の向上」へと確実に繋がるよう、丁寧な実効性の検証を求める。

予算の適正な執行と、平時はもちろんのこと、非常時にも機能する強固な地域福祉体制のさらなる推進を要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 3 7 号「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は令和 9 年度末をもって流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を

廃止する内容です。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

流山市全体の幼児保育・教育推進のためである。

2 反対の立場で討論する。

今年の入園児数が4人というのは非常に厳しい状況であり、廃園を検討せざるを得ない数字であることは認識している。

しかし、本案に賛成できない最大の理由は、廃園そのものの是非ではなく、今日に至るまでの行政の進め方、つまり「プロセス」に納得がいかなかったためである。

行政が公共施設の廃止を提案するのであれば、その前提として、魅力向上策を十分に試みたのか、また「何年連続で何人以下なら廃園を検討する」といった明確な基準を、市民や議会に提示した上で合意形成を図る必要があったと考える。

しかし、市教育委員会は、市民から要望の多い3年保育や給食などの魅力向上策を実施せず、アンケート結果にも十分向き合ってきたとは言えない。その結果生じた定員割れを「ニーズがない」という理由だけで廃園につなげることには、市民への説明責任の観点から大きな疑問がある。

また、質疑の中でも、廃園後の具体的な活用方針は示されず、取り壊しを含め今後の方向性も未定とのことであった。一つの公共施設をなくすことは、地域の大切な財産を失うことでもある。廃止の提案と同時に、その場所を今後どのように地域や子どもたちのために生かしていくのかという具体像も示されるべきだったと考える。

3 反対の立場で討論する。

反対理由の第1は、幼児教育支援センター附属幼稚園の教育実践は、在園児や保護者にとどまらず、市民にとっても、本市にとっても「宝」の存在であり、「廃止」する理由に道理が全くないためである。

反対理由の第2は、適正規模になるような努力を市も教育委員会も全く怠った上、適正規模を一方向的に押し付け、現場や保護者の努力を潰そうとしているためである。

2024年の説明会で、園児減少を廃園の理由にしないと教育委員会は明確に回答したにもかかわらず、「当時、教育長ではなかったから」「令和6年度の話だから」との教育長の勝手な独自解釈には大変驚いた。あまりにも自分に都合よく解釈しすぎである。

今、幼児教育支援センター附属幼稚園の現場では、来年度以降に入園を

希望するこどもと保護者の声をお聞きしている。「お姉ちゃんを通った園に私も行きたい」「友達の話聞いて、実際の取組を見て、通わせたいと思える園ができた」など、園児が増えるチャンスが膨らんでいる。

一方、廃止したいという市や教育委員会は何をしたのか。

自らの努力を怠ったことには蓋をし、さらには公立幼稚園の希望者に対し私立幼稚園に行くよう促している。

園児が減少するように、あらゆる姑息な手段を使い、自ら園児を減少させておきながら「今後も増加が見込めないから」という市長答弁、いったいどの口がいうのか。誠実さのかけらもない。

反対理由の第3は、本案の提出を急ぐ理由は全くないためである。

跡地利用について「決まっているものではありません。今後どうなるかわかりません」。これでは、あまりにも無責任である。

江戸川台幼稚園時代を含めると67年、この幼稚園は地域に根付いて地域との交流の中で一緒にこどもたちを育ててきた長い歴史がある。その実績、歴史と伝統を誰よりも重んじるのが本来、教育委員会のはずではないか。

それが、市長の手先となり、急ぐ理由もないのに、互いを理解し合う対話の機会を自ら断ち切る。そもそも「丁寧な対話がなされた」と言っていたが、保護者から「あれは嘘だ。丁寧な対話なんてしていない。否定的な言葉でしか返されたことがない。」との声があがっている。

あらためて、市民、保護者、幼稚園関係者のみなさんと丁寧に対話ができる場をもつべきである。

反対理由の第4は、民主主義とは相反し、本案を提出することが密室で決められたためである。振り返ると、そもそも教育委員会会議で、廃園方針を議決したところから、非民主的で、隠蔽の連続、透明性の高い手続きは全くなかった。とうとう本案の提出の手続きまで「密室」が貫かれた。

本年第1回定例会の市長の市政方針でも一切触れず、今議会の市長の一般報告でも一切触れない。教育委員会会議は秘密会、非公開、傍聴者は排除、そして、議案そのものも隠された。

このような密室での決め方で、こどもに関わる宝の施設が廃止できるのであれば、適正規模となっていない小学校も、公立保育所も、いつ同じことが起きるかわからない。こどもが育つ施設を軽んじて、平気で潰す自治体に未来はない。

園児募集にも消極的、園や保護者の取組の邪魔をし、保護者の改善要望も無視、SNS発信のネット環境すら与えず、保護者のマルシェは排除し

ようと企み、園児を意図的に減らしておきながら、最後は過去の古いデータを持ち出し、適正規模ではないから廃園する。これが教育委員会のすることか。

これほど市民を愚弄した、このような理不尽な廃園プロセスはありえない。

本案は、即刻白紙撤回すべきである。

がありました。

また、本審査の過程におきまして、継続審査の申し出がありましたが、採決の結果、継続審査の申し出については、1対4をもって否決されたことを申し添えます。

採決の結果、2対3をもって、否決すべきものと決定しました。

以上

市民経済委員会委員長報告書

令和8年6月24日

市民経済委員会に付託されました案件は議案2件、請願1件、陳情2件ですが、そのうち請願第1号「地域経済を支える小規模事業者等へのインボイス制度の影響把握を求める請願書」については、継続審査の申し出をしておりますので、それ以外の議案2件、陳情2件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第8号「防災行政無線をデジタル化することの陳情書」について報告します。

本件は、市の防災行政無線をデジタル化し、実施された場合には広報紙を使って、市民全体に知らせることを求めるものです。

初めに、当局より、

防災行政無線のデジタル方式については、音質の向上やデータ伝送機能などのメリットがあり、近隣自治体において既に導入が進んでいることは認識しております。一方、国の財政支援については、現在、国庫補助制度はありませんが、地方債である「緊急・防災減災事業債」の活用が可能となっております。災害時における情報伝達については、一つの情報伝達手段のみに頼るのではなく、多様な媒体を組み合わせながら、一人でも多くの市民へ迅速かつ確実に情報を届けることが重要であると考えております。その中で、防災行政無線については、屋外拡声による情報伝達手段として運用している一方で、降雨時や強風時、また屋内で窓を閉めた状態では、放送が聞き取りづらくなる場合があります。そのため、他の情報伝達手段との組み合わせによる対応が必要であると考えております。このため、本市では令和3年度に多メディア一斉配信システムを導入し、デジタル方式と同様に文字情報の同時配信が可能となりました。防災行政無線の放送と合わせ、市公式LINEアカウント、X、ホームページ、みどりのメール、電話、FAXなどを活用した情報配信を行っております。

今後についても、既存設備の適切な維持管理を行うとともに、技術動向や社会状況、市民ニーズ等を踏まえながら、より効果的な情報伝達のあり方について研究してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

デジタル化による情報伝達の強化という趣旨は理解できるが、以下３点にわたり反対の理由を申し述べる。

第１に、電波の到達範囲拡大というメリットは、本市においては限定的である。デジタル化の利点として到達範囲の拡大が挙げられるが、本市は面積３５平方キロメートルとコンパクトな市域でありながら、高層マンションの密集地や起伏に富んだ地域も存在する。このような地域では、デジタル化しても電波が届きにくく、新たに基地局の増設等の必要性が想定される。つまり、デジタル化をしたからといって直ちに受信環境が改善されるとは限らず、追加の整備も発生する可能性がある。

第２に、画像伝送や双方向通信といった機能面のメリットについては子局に設置されたカメラの映像を送信することを前提としたものであり、子局が設置されない地域において状況は変わらない。また、双方向通信においても、現在市民の多くがスマートフォンを所持しており、多チャンネル化により自宅でも外出先でも必要な情報が取得できる環境が整いつつある。防災行政無線に双方向通信の機能を持たせる必要性は、相対的に低下していると考えられる。

第３に、導入及び維持に要する費用が、市財政に多大な負担を与える。デジタル化に伴う初期投資や継続的な運用経費は、軽微なものではなく市財政全体に影響を及ぼすので慎重に見極める必要があると考える。

2 不採択の立場で討論する。

防災行政無線のデジタル化により、音声だけでなく画像などデータ伝送が可能となることは承知しているが、令和３年度に導入した多メディア一斉配信システムにより、防災行政無線だけでなく同時に多くの媒体に発信することが出来るシステムが構築されており、防災行政無線以外の方法でも、無線と同時期に緊急情報を入手することが可能となった。一方、デジタル式の防災行政無線を導入した近隣自治体では、防災行政無線以外の媒体に情報提供を行う場合には別に作業を行う必要があり、同時発信ができないため、本来のデジタル化の趣旨と異なる現状となっている。現在、本市が取り組んでいる方法で多くの情報を入手できる中、８億円の費用をかけて市民サービスの低下につながるシステムの導入には、慎重に考えざるを得ないと判断する。

がありました。

採決の結果、０対６をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１０号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、国に対して「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

先の国会で成立し、公布された健康保険法等の一部を改正する法律には、公平性の確保及び現役世代を中心とする保険料負担上昇の抑制を図る観点から、処方箋がなくても購入できるＯＴＣ医薬品との代替性が高い薬剤、いわゆるＯＴＣ類似薬を医療保険で用いる場合、薬剤費の一部を保険給付外とする「一部保険外療養」の創設が含まれています。また、薬剤費の自己負担に係る今後の検討事項としては、令和８年度予算に係る厚生労働大臣及び財務大臣の合意事項において、陳情趣旨に挙げられているものが含まれています。

本法案の施行に当たっての国会の附帯決議では、適切な措置を講ずるべき事項として、一部保険外療養の施行に当たっては、薬剤の支給において、要指導医薬品又は一般用医薬品と代替性の高いものであっても、配慮が必要な者への措置は将来にわたって維持すること。また、国民の受診機会の確保、重症化の防止及び医療費への影響等を総合的に勘案し、患者に過度な負担を生じさせることのないよう十分配慮すること。などとされております。そのため、今後の検討課題については、附帯決議で求められている観点を踏まえ、国において慎重に議論されていくものと考えております。

本市としても引き続き国の動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１ １点要望し、不採択の立場で討論する。

日常的に服薬が必要な方々の負担への懸念については理解するものであるが、委員会での質疑を踏まえ、以下３点にわたり反対の理由を述べる。

第１に、負担増に対する「例外規定」が設けられている。医師が医療上必要と判断した場合などは、従来通りの負担で済む仕組みとなっており、国は現在、現場の混乱防止に向けた具体的な運用基準や周知素材の整備を進めている状況である。

第２に、世代間の負担の公平性を図るための施策である。国全体の医療費削減効果は年間約９００億円と試算されている。増大し続ける医療費、２０２３年では約４７兆円、負担の公平性を保つための一つの手段である。また、代替案とされる後発医薬品（ジェネリック）の使用促進は、すでに数量シェアが約９０％に達しており、これ以上の大きな効果を期待することは困難である。

第３に、懸念される「受診控え」への対策が検討されている。本制度は受診その

ものを抑制するものではないことが明確に謳われ、さらに国会の附帯決議により、施行後の実態把握や必要に応じた見直しを行う仕組みが確保されていること、これから国の動向を引き続き注視していく必要がある旨を市の答弁から確認できた。

本制度は、増大する医療について持続的な医療体制を保持するという観点でも判断する必要がある。本市としても、国から提供される媒体等を活用し、市民及び医療現場への丁寧な情報提供に努めることを要望する。

2 1点要望し、不採択の立場で討論する。

今回の国の制度改正は、患者間の公平性を確保するとともに、現役世代の保険料負担の軽減を図るためのものである。もちろん、陳情の趣旨にあるように、定期的な通院が必要な患者の家計への影響や、受診控えにつながるのではないかと懸念の声があることは承知している。

しかし、国はこの制度見直しにおいて、一律に負担を求めるのではなく、配慮が必要な方にはしっかりと配慮を行う方針を示している。つまり、本当に医療上の必要性が高い方々の受診の機会は、引き続き守られる仕組みとなっている。さらに、本法案の国会における附帯決議においても、必要かつ適切な受診が抑制されることのないよう国に強く求められている。

このように、国においては、制度の持続可能性の確保と患者への配慮を両立させるべく、有識者等を交えて慎重な議論と具体的な制度設計が進められるものと認識している。

引き続き、市民の健康維持と適切な受診機会が損なわれることのないよう、国の動向を注視していくべきと考える。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第38号「流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、流山市八木南第3コミュニティ・ホームの移転建替えに伴い、当該コミュニティ・ホームの位置を改めるものです。

また、本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本施設には、新旧住民のつながりを育む、新旧住民の融合という極めて重要な歴史的使命がある。今回の建て替えでは、維持管理は市、運営は地域という新しいス

キームで、市民協働の挑戦であると考え。しかし、地域住民の方々からは、コミュニティ・ホームの運営が趣旨に沿って行われるのか、利用が特定の団体や個人に限られてしまうのではないか、という懸念の声があることから、2点要望する。

第1に、新旧融合の理念を確かな形として残すこと。地区運営委員会のメンバーは時の変遷で交代することもあるが、設置目的を見失わないよう、市と地区運営委員会で取り交わした覚書や理念を、地域の共有財産として可視化して立ち返れるよう工夫されたい。

第2に、地区運営委員会への伴走型支援を行うこと。運営が軌道に乗るまでは、しっかりと対話を重ねて支援すること。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第43号「流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、産業競争力強化法の一部改正に伴い、引用の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

都市建設委員会委員長報告書

令和 8 年 6 月 2 4 日

都市建設委員会に付託されました議案 4 件、陳情 1 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第 4 1 号「市道路線の認定について」及び議案第 4 2 号「市道路線の廃止について」の以上 2 件は関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第 4 1 号「市道路線の認定について」については、民間宅地開発によるもの 3 路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第 4 2 号「市道路線の廃止について」については、既存市道の再編成によるもの 1 路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第 4 1 号及び議案第 4 2 号の両案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第 9 号「自転車ヘルメット購入補助制度の導入についての陳情書」について報告します。

本件は本市においても自転車ヘルメット購入補助制度を導入すること、また、導入にあたっては、補助金制度を周知し、市民の安全意識を高めるよう対策を求めるものです。

初めに、当局より、

ヘルメット購入に係る補助については、過年度から複数名の議員の方々からも本会議において御質問いただいています。答弁の主旨としては、

「県内他市町村において、補助とヘルメット着用率向上に相関性が見られないため、本市では補助は考えていない」という内容です。

令和5年9月に、自転車用ヘルメット着用に係るアンケートを実施し、購入費が高いため購入しないという回答はわずか9パーセントに留まっていましたが、アンケート実施から3年弱が経過したので、今年の夏頃、陳情の有無に関らず、再度街頭での対面や市のSNSを活用し、よりヘルメット着用の効果を強調したアンケートを実施する予定です。

アンケートの詳細は調整中ですが、概要としては、ヘルメット着用の有効性や法的位置づけ、すなわち自転車乗用中の交通事故において、5割から6割が、頭部に致命傷を負っていることや、ヘルメットをかぶらないことにより、死亡率及び重傷率が1.7倍高くなること、また法的には、着用に努めることが義務付けられていることを強調したうえで、現時点でのヘルメット所有の有無、補助金に対する賛否、補助金を活用したうえでの今後のヘルメット着用意思を確認するアンケートを、幅広い年代に対して実施したいと考えております。

なお、仮に本市において近隣並みの2,000円の補助を実施した場合の市の負担ですが、現状、千葉県からヘルメット1つ当たり上限1,000円の補填があるため、市の費用負担としては、1つ当たり1,000円となります。ただし、県の補填額には総額の上限があり、概ね320万円程度になる。

また、事務手続き面においても、納税状況の確認や市内居住確認等の手間が発生します。

よって、陳情いただきましたヘルメットの購入費用の補助にあたっては、夏頃実施する最新のアンケートの結果を解析し、補助の効果について、客観的に判断する必要があると考えております。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

市は今年の夏頃にヘルメット着用に係るアンケートを行い、分析のうえで導入について判断ということであるが、自転車関連の事故は年間100件にもなっている。ヘルメットをかぶらないことによる死亡率重傷率は2倍高くなると市も認めており、一刻も早くヘルメット着用の促進をする必要がある。啓蒙と合わせ補助金を導入するのは、着用率の向上に寄与すると考える。

2 1点要望し、採択の立場で討論する。

本陳情の願意は、自転車利用者のヘルメット着用を促進し、市民の命を守り、安全意識を高めてほしいというものである。自転車事故において頭部への損傷が重大な結果につながることに、またヘルメットの着用が被害の軽減に有効であることを踏まえれば、その願いは賛同できるものである。

一方で、市がこれまで補助制度の導入に慎重な姿勢を示してきたことには、一定の論拠がある。市のアンケートでは、購入費の高さを理由に挙げた方は一部にとどまり、補助の有無と着用率向上との関係は、なお慎重に見極める必要がある。加えて、千葉県の補助事業が恒久財源とは言い切れないこと、また補助金そのものの負担に加え、納税状況や市内居住の確認といった事務負担も生じることは、見過ごせない論点である。市がこうした効果と負担を重く見てきた姿勢は、仮に将来、制度導入に至る場合にも、その効果を検証し、継続や見直しを判断する視点として、引き続き重要であると考ええる。

仮に自転車ヘルメット購入補助制度を設けるのであれば、それは単なる一時的な補助事業ではなく、将来にわたり市民の命を守る意識の定着に資するものでなければならない。他市が実施していることや、県の補助事業を活用できることは、制度を検討する一つの契機にはなり得る。

しかし、それ自体が第一義の理由であってはならず、補助を通じてヘルメットの所有と着用を広げ、将来的な着用率向上を図り、自転車事故から

市民の命を守ることこそが、制度導入の本質である。

以上のことから、願意に賛同するとともに、しっかりとしたアンケートの実施と、その結果の検証を踏まえた前向きな検討を求める。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、議案第39号「令和8年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は国の重点支援地方交付金を活用した水道料金の基本料金の減免期間延長に関する予算を追加するもので、収益的収支において、水道事業収益から2,678万円を減額し、水道事業費用に22万円を追加し、収益的収入の総額を40億979万7千円、収益的支出の総額を36億1,700万2千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

連続した物価高騰の下、国の支援金がやっと市民の暮らしにダイレクトに回る先進的な一例だと指摘するとともに、現場職員の奮闘に感謝を申し上げます。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第40号「流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は地方自治法の改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

議案第37号「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の3及び流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号）第17条の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者

流山市議会議員 森田 洋一

// 清水 大

// 楠山 栄子

提案理由 幼保小連携の体制構築や公としての幼児教育の推進体制の整備などについて、なお検討を要する課題が残されており、また、陳情採択後から本議案提出までの間に十分な改善策が講じられたとは認め難いことから、さらなる検討期間を確保するためである。

議案第37号「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園
の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に
対する修正案

附則を次のように定める。

この条例は、経過措置として、幼保小連携の体制構築、公としての幼児教育を一層推進することについて、必要十分な策を講じた後に施行する。

発議第 8 号

イランへの軍事攻撃の中止と国連憲章の遵守を強く求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者

流山市議会議員 乾 えり

賛成者

流山市議会議員 高橋 あきら

// 植田 和子

// おだぎり たかし

イランへの軍事攻撃の中止と国連憲章の遵守を強く求める決議

第2次世界大戦後、各国が努力し、国連憲章と国際法に基づき、主権平等と武力不行使を築いてきた。また本市も、平和都市宣言を行い、世界平和の一助を担ってきた。

しかし今年2月末、イランに対する米国とイスラエルの先制攻撃に端を発し、ホルムズ海峡が事実上封鎖され、世界的な石油供給に大きな打撃となっている。その影響は本市内でも様々な形で表れており、市民の暮らしや営業に深刻な事態を招きかねない。

直ちに軍事攻撃を中止し、平和の構築に向けた外交努力を強く求める。
以上、決議する。

2026年6月24日

千葉県流山市議会

発議第 9 号

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者

流山市議会議員 岡 明彦

賛成者

流山市議会議員	川本	大岳
//	桑畑	伴子
//	戸辺	滋
//	野村	誠
//	藤井	俊行

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないとは言い難い。

よって、国においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 低所得者や子育て世帯を対象とした居住支援の充実を図ること。
あわせて、既存の家賃補助制度の対象範囲及び補助水準について必要な見直しを行うこと。
 - 2 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
 - 3 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
 - 4 生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場の実態を踏まえて見直すとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
財務大臣	片山 さつき	様
厚生労働大臣	上野 賢一郎	様
国土交通大臣	金子 恭之	様

千葉県流山市議会

発議第 10 号

医療・福祉等職員に対する有料職業紹介事業者の手数料適正化に
関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規
定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 小沢 えみり

// 乾 えり

// 高橋 あきら

// 植田 和子

医療・福祉等職員に対する有料職業紹介事業者の手数料適正化に関する意見書

医療や介護、保育の各施設は地域になくてはならない社会的資源である一方、その施設経営は、物価高騰等による経営困難に加え、長引く人手不足により深刻な状況にある。この間、看護・介護・保育の職員等を採用するために有料職業紹介事業者（以下「人材紹介会社」という。）を活用する動きが広がっている。しかしながら、人材紹介会社の紹介手数料は高額であるケースが多く、施設の経営悪化の一因となっている。

福岡県社会福祉法人経営者協議会の実態調査では、常勤1人当たりの平均紹介手数料（2023年度）は介護福祉士87万円、保育士81万円で、厚生労働省が公表する全国平均（介護54万円、保育63万円）を大きく上回っており、その後の人手不足や賃上げ傾向、物価高騰に伴う各施設経営のさらなる悪化を踏まえれば、政府及び国会での取り組みが急務である。

よって国会及び政府に対し、次の事項を要請する。

記

- 1 人材紹介会社が設定する看護・介護・保育職員等に関わる手数料については、施設経営が公定価格で成り立っていることを鑑み、上限規制を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年6月24日

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
総務大臣	林 芳正	様
財務大臣	片山 さつき	様
厚生労働大臣	上野 賢一郎	様

千葉県流山市議会

令和8年流山市議会第3回定例会会期日程表（案）

別紙6

令和8年 月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
9月		本会議 午後1時開議	19日	土	休 会 （議案研究）
		1 会議録署名議員の指名	20日	日	
		2 会期の決定	21日	月	
3日	木	3 議案第 号から議案第 号 報告第 号から報告第 号 （議案上程・提案理由説明及び報告）	22日	火	
		4 休会の件	23日	水	
			24日	木	休 会 （決算審査特別委員会）
4日	金	休 会 （議案研究）	25日	金	休 会 （決算審査特別委員会）
5日	土		26日	土	休 会 （議案研究）
6日	日		27日	日	
7日	月		28日	月	休 会 （決算審査特別委員会）
			29日	火	
8日	火	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問	30日	水	休 会 （総合調整）
			10月	木	
9日	水	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問	1日		休 会 （※決算審査特別委員会）
			2日	金	
10日	木	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問	3日	土	休 会 （総合調整）
			4日	日	
11日	金	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 議案第 号から議案第 号 （質疑・委員会付託） 3 議案第 号 （質疑・特別委員会設置・委員会付託・委員の選任） 4 請願・陳情の件 5 休会の件	5日	月	本会議 午後1時開議 1 議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決） 2 議案 （委員長報告・質疑・討論・採決） 3 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決） 4 所管事務の継続調査の件
12日	土	休 会 （議案研究）			
13日	日				
14日	月	休 会 （市民経済常任委員会）			
15日	火	休 会 （都市建設常任委員会）			(注) ※は議会内による指摘要望事項協議日
16日	水	休 会 （教育福祉常任委員会）			
17日	木	休 会 （総務常任委員会）			
18日	金	休 会 （決算審査特別委員会）			

8月24日（月） 請願・陳情締切【～午後5時】
 8月25日（火） 全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後1時30分～】
 8月27日（木） 令和8年第3回定例会招集告示
 8月28日（金） 一般質問通告受付【午前8時30分～午後5時15分】
 8月31日（月） 一般質問通告受付【午前8時30分～正午】
 9月 1日（火） 議会運営委員会【午前10時～】
 9月11日（金） 議会運営委員会【午前9時～】
 9月30日（水） 決算審査特別委員会指摘要望事項提出期限【正午】
 10月2日（金） 決算審査特別委員会（指摘要望議会全体の合意事項決定）【午後1時30分～】
 10月6日（火） 議会運営委員会【午前10時～】